

第5 保健機能森林

保健機能森林は、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法の施行について」(平成 2 年 5 月 16 日付け 林野企第 38 号農林水産事務次官通知)の第 5 の 1 から 3 に掲げられる事項に留意して、下記のとおり定めます。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林の設定に当たっては、自然環境の保全に配慮し、森林の存する地域の実情、森林の利用者の意向等を鑑みた上で、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められる森林の区域について設定することとします。

(2) 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法

施業の方法を複層林施業、択伐複層林施業及び特定広葉樹育成施業のいずれかに設定します。

(3) 保健機能森林における森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえた多様な施設の整備を行うとともに、次の事項について配慮することとします。

- ア 周辺の景観に配慮しつつ森林の状況や利用の見通し等に応じた施設整備
- イ 施設全体の一体的かつ計画的な整備
- ウ 四季を通じて利用可能な施設の設置
- エ 周辺にある既存施設との調和に配慮した整備
- オ 森林の有する保健機能以外の諸機能に著しい支障を及ぼさないよう、施設の位置、規模等を適切に決定する
- カ 施設の設置に当たっては防火体制、防火施設の整備、高齢者や身体障害者等の利用並びに利用者の安全及び交通安全、円滑な交通の確保に留意する
- キ 周辺との調和や地域の林業・林産業の振興を図る観点から、積極的に木造施設の導入を図る

(4) その他

保健機能森林の管理及び運営に当たっては、次のことに留意するものとします。

- ア 森林及び森林保健施設の適切な管理
- イ 防火体制及び防火施設の整備
- ウ 利用者の安全
- エ 交通の安全・円滑の確保